

## 熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金

### に関するよくあるお問合せ

#### 1 制度概要

問1 利子補給補助金とはどのような制度か？

利子補給の対象となる融資に対して支払う当初3年間分の利子相当額を、年2回（上半期と下半期）に分けて助成する制度です。

問2 利子補給の対象となる融資制度は？

県の融資制度「**熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金（令和2年5月1日創設）**」が利子補給の対象となります。

なお、県の融資制度「熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対応分）」については、県の利子補給の対象ではありません。

問3 「新型コロナウイルス感染症対応資金」とは、どのような融資？

#### 【概要】

- ・ 融資上限額 6,000万円
- ・ 融資期間 10年以内（元金据置最長5年間）
- ・ 融資利率 1.9%以内

問4 既往債務の借り換えは、利子補給の対象になるのか？

既往債務（熊本県信用保証協会の保証付き債務）の返済に充てた新たな貸付が「熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金」の場合は対象となります。

## 問5 利子補給申請はいつまで出せばいいの？

年に2回、県へ申請書を提出する必要があります。

申請期限は、以下のとおりです。【当日消印有効】

○令和3年上半期（2/1～6/30）支払い利子分は、7/10 まで

○令和3年下半期（7/1～12/31）支払い利子分は、1/10 まで

申請期限を過ぎた場合、該当する期間の補助金をお支払いすることができませんので、忘れないように期限内に提出してください。

詳しくは県商工振興金融課までお問い合わせください。

## 問6 補助金はどのように支払われますか？

初回申請書「(別記第1号様式)利子補給補助金認定書兼交付申請書兼請求書」にご記入いただいた口座あてに、年2回お振込みいたします。

## 2 交付申請の方法

## 問7 申請に必要な書類は？

申請書類は以下のとおりです。太字で記載の書類は必ず原本をご提出ください。また、A4サイズに揃えてご提出ください。

### 【初回】

- ・ **利子補給補助金認定書兼交付申請書兼請求書**（別記第1号様式）
- ・ 市町村発行：市町村認定書の写し
- ・ 金融機関発行：返済予定表等の写し（全てのページ）
- ・ 貸付返済口座の通帳の写し（通帳表紙の次のページ）

※当座預金で通帳がない場合は、口座番号、口座名義人（フリガナ）、銀行名や支店名等がわかるような書類の写しの提出をお願いします。

- ・ **別紙申告書①～④のうち該当するもの**

※セーフティネット5号に基づく融資を受けている場合のみ、別紙申告書①～④のいずれかひとつの提出が必要。

### 【2回目以降】 ※添付書類は不要です。

- ・ **利子補給補助金交付申請書兼請求書**（別記第1—2号様式）

## 問8 申請書類はどのように入手するの？

以下の県のホームページに、申請書様式を掲載しておりますので、プリントアウトしてご使用ください。

## 問9 どこに提出すればいいの？

下記住所へ郵送で提出してください。

### 【送付先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1  
熊本県商工振興金融課 宛て

## 問10 申請書類に不備があった場合はどうなりますか？

申請書類に不備や記入漏れがあった場合は、電話等でご確認させていただきます。不備の内容によっては、申請書類の再提出が必要となる場合がございます。申請書の連絡先記入欄に、ご担当者と日中連絡のつく電話番号を必ず記載していただきますようお願いします。

なお、所定の期間内に不備が補正されない場合、その期間分の補助金の支払いができません。

## 3 申請書について

## 問11 申請書類の押印欄にはどのような印が必要ですか？

個人事業主の場合は私印（認め印可）、法人の場合は会社代表者印（会社実印、丸印や角印等）の押印をお願いします。

問 1 2 融資を受けた後に、住所の変更がありました。申請書（別記第 1 号様式）の住所等は変更前と後、どちらを記入すればよいか？

申請書（別記第 1 号様式）には、申請時点（変更後）の情報をご記入ください。住所の他、法人名や代表者等に変更がある場合も同様です。

なお、申請書類提出後に変更があった場合については、変更の事実が分かる書類の提出が必要となりますので、県商工振興金融課までご連絡ください。

問 1 3 複数の金融機関から利子補給補助金の対象となる融資を受けています。ひとつの申請書でまとめて申請はできますか。

ひとつの申請書で複数の融資について、まとめて申請することはできません。各々の融資に応じた利子の確認ができないためです。融資ごとに申請が必要です。

問 1 4 2 回目以降の申請はどうすればいいですか？

交付申請書兼請求書（別記第 1-2 号様式） 1 部の提出が必要です。

なお、県から交付決定通知書を送付する際に、様式を同封いたしますので、受領後すみやかに提出ください。

#### 4 添付書類について

問 1 5 初回添付書類の「市町村の認定書」とは、どのような書類か？

市町村の認定書とは、「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号、第 5 号又は同条第 6 項のいずれかに基づく市町村の認定書」のことです。

(「市町村」とは、事業所を管轄する市町村のことです。)

お手元がない場合は、お借入れ先の金融機関にお尋ねください。

問 1 6 初回添付書類の「償還（返済）予定表」を亡失したが、どうすればよいか。

金融機関において償還（返済）予定表の再発行手続きをしていただくか、毎月の支払い利子額が確認できる書類など償還（返済）予定表と同じ内容が分かる代替書類の写しをご提出ください。

問 1 7 返済用口座とは別の口座に補助金を振り込んでほしい。

可能か？

補助金を振り込む口座は、融資の返済用口座となっております。

ただし、返済用口座を変更された場合は、ご連絡ください。

## 5 問い合わせ先

問 1 8 利子補給補助金の問い合わせ先を教えてください。

利子補給補助金に関してご不明な点は、以下にお問い合わせください。

**問い合わせ先：熊本県商工振興金融課**

**電話：096-386-8811**

(受付時間：平日8時30分～17時15分)